

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	①計画に記載した取組と 目標の内容	②目標を設定するに 至った現状と課題	③数値目標 (数値を設定していない 場合は評価する基準)	④令和5年度に実施した 具体的な取組と数値 目標(③)の実績	⑤左記(③と④)を 評価する手法	⑥評価結果 (⑤による評価。 選択基準は記載 例参照)	⑦評価結果を受けた 課題と対応策
十日町市	介護予防・健康づくり施策の 充実・推進 ○住民主体の「通いの場」の 充実を図り、介護予防の正し い知識の普及啓発	○高齢化が進み、要支援・要介 護者の増加が見込まれる中、高 齢者自らが介護予防に取り組み るよう、その必要性を発信・啓 発していく必要がある。 ○地域の通いの場が今後も継続 できるよう活動を支援していく 必要がある。	【介護予防普及啓発事業】 ①介護予防講演会 ・実施回数 4回 ・参加者数 200人 ②介護予防出前講座 ・実施回数 80回 ・参加者数 990人 ③介護予防教室 ・実施回数 945回 ・参加者数 9,470人 【地域介護予防活動支援事業】 ①自主活動支援事業 ・実施箇所 160箇所 ②住民主体の自主活動 ・165箇所	【介護予防普及啓発事業】 ①介護予防講演会 ・実施回数 4回 ・参加者数 127人 ②介護予防出前講座 ・実施回数 63回 ・参加者数 728人 ③介護予防教室 ・実施回数 280回 ・参加者数 3260人 【地域介護予防活動支援事業】 ①自主活動支援事業 ・実施箇所 95箇所 ②住民主体の自主活動 ・130箇所	③に記載する数値目標に対する④ の実績数値に基づく評価	○	・通いの場の新規の立ち上げ及び 継続運営の支援 ・通いの場の実態把握 ・ポストコロナにおける社会参加の 推進
十日町市	介護予防・健康づくり施策の 充実・推進 ○多様な主体が関わる地域の 助け合いの創出	○見守りの必要性が高い高齢者 の増加が見込まれることから、 高齢者が地域とのつながりや生 きがいを持ちながら暮らしてい くために、支え合う地域の形成 が必要である。 ○生活支援体制の整備は、全市 的な取組が必要不可欠であり、 地域において多様な主体による 自由かつ主体的な意識を持った 中で連携・情報共有の場となる よう、市がサポートする体制が 必要である。	第2層協議体の設置数:5	【生活支援体制整備事業】 ・地域支え合いの担い手を養成す る「生活支援・介護予防サポーター 養成講座を開催 ①第2層協議体の設置数:3 ②生活支援・介護予防サポーター 養成人数:22人 【訪問型サービスB事業】 ③実施主体6団体	・第2層協議体の設置数、訪問型 サービスB実施主体の増減をもっ て評価 ・その他、日常生活支援の担い手 となる「生活支援・介護予防サポ ーター」の養成人数、訪問型サー ビスBの実施団体の増減を参考とし て評価	○	・第2層協議体の新規立ち上げ及 び継続運営の支援
十日町市	介護予防・健康づくり施策の 充実・推進 ○地域ケア会議等を積極的に 活用し、高齢者一人ひとりの 個性やニーズに応じた支援、 専門職のスキルアップ	○今後、より高齢化が進み、要 支援・要介護者の増加が見込ま れる中、地域包括ケアシステム の深化・推進、保険者機能の強 化といった観点からも、介護予 防型の地域ケア個別会議を継続 的に実施し介護予防・自立支援 の理念を普及するとともに介護 予防ケアマネジメントの質の向 上を図っていく必要がある。	介護予防型地域ケア個別会議 年間 10回	介護予防型地域ケア個別会議 年間 10回	③に記載する数値目標に対する④ の実績数値に基づく評価	◎	継続的な実施により、高齢者を取り 巻く個別課題の解決と個別課題 の分析による地域に共通した課題 の明確化が必要となる。また、地 域における医療・介護の多職種連 携を図っていく必要がある。
十日町市	介護給付適正化の取組 ○要介護認定の適正化、ケア プランの点検、住宅改修等の 点検、縦覧点検・医療情報との 突合	○国の「第5期介護給付適正化 計画」に関する指針及び県の 「第5期新潟県介護給付適正化 計画」を踏まえ、地域の実情に 合わせた地域包括ケアシステム を深化・推進していくために介 護給付適正化に取り組んでいく 必要がある。	①要介護認定(認定調査状況の チェック)100% ②ケアプランの点検3事業所 ③住宅改修等の点検5件 ④縦覧点検・医療情報との突合	①要介護認定(認定調査状況の チェック)100% ②ケアプランの点検3事業所 ③住宅改修等の点検8件 ④事業者への照会、確認、過誤申 立書の作成、過誤処理を県国保連 合会に委託して実施	③に記載する数値目標に対する④ の実績数値に基づく評価	◎	①要介護認定における公平・公 正かつ適切な調査を実施する ための必要な知識や技能の習 得と向上を図る必要があるため、 介護認定調査員の研修を 行う。引き続き市職員による認 定調査の全件点検を実施する。 ②介護支援専門員に対し、自 立支援に貢献するケアプランの 作成支援と適切なサービス利 用の助言を行う必要があるため、 引き続きケアプラン点検を 実施し、介護支援専門員の資 質向上を図る。 ③受給者の状態に応じた適切 な住宅改修、福祉用具の給付 に繋げていく必要があるため、 事業者、介護支援専門員に対 し制度の趣旨・手続きなどの理 解の促進を図るとともに、計画的 な点検を実施する。